

「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」の概要

平成 17 年 5 月 31 日

総務省自治行政局

1 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

(1) 市町村の合併を推進する必要性

地方分権の一層の推進、広域的行政への対応、より効果的・効率的な行財政運営の実現等の要請に応えるためには、引き続き合併を推進していく必要がある。

(2) 新法における市町村の合併の基本的考え方

① 都道府県は構想に基づき、合併協議会設置勧告ができるなど、従来にも増して重要な役割を果たす。

② 新法における特例措置

- 地方税の不均一課税、議員の在任特例等は引き続き適用
- 普通交付税の合併算定替は、適用期間を段階的に短縮の上、適用
- 合併特例債は廃止

(3) 国による市町村の合併を推進するための施策

- ① 市町村合併支援本部の継続、国民への啓発の推進、関係省庁間の連携
- ② 市町村合併推進審議会の運営経費や構想作成に要する経費について、都道府県に対し普通交付税措置

2 構想を定めるに当たりよるべき基準

(1) 審議会の設置

都道府県が構想を定めるときは、合併の推進に関する審議会の意見を聴くものとされており、速やかに審議会を設置する。

(2) 構想に定める内容

① 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

県内における市町村の望ましい姿、自主的な市町村の合併の推進の必要性、市町村の合併を推進するに当たっての県の役割等に関する基本的な考え方等を示すこと。

② 市町村の現況及び将来の見通し

市町村合併の推進の必要性を明らかにするため、市町村の行政運営及び財政状況の現況、人口や高齢化の今後の見通し等を示すこと。

③ 構想対象市町村の組合せ

構想対象市町村を定めるに当たっては、次に掲げる市町村を対象とすること。

- 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
- 更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村

- おおむね人口 1 万人未満を目安とする小規模な市町村（地理的条件や人口密度、経済事情のほか、旧法の下で市町村の合併を行った経緯についても考慮）
- ④ 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置
県において自主的な市町村の合併を進めるために必要であると考えられる措置を示すこと。